

東近江市社会福祉協議会ほっこりスマイルプロジェクト 要綱

～子どもの笑顔があふれる東近江市に～

(助成の目的)

第1条 本助成は、赤い羽根共同募金「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業赤い羽根運動推進チャレンジ事業助成金を財源とし、東近江市内の子どもや子育て世代(※1)が笑顔で安心して地域生活を送れるような活動を応援することを目的とする。

(※1 満18歳までの子ども及びその子どもを育てる者)

(助成の対象と期間)

第2条 これから何かをはじめようと考えている者、これからグループを作ろうとしている者、個人、学生グループ、NPO、ボランティアグループ、自治会、有志の集まり、その他東近江市社会福祉協議会会長がこの助成対象に適していると認めるもの。

助成対象となる活動期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(対象となる活動)

第3条 東近江市内で実施する新規(3年以内)の活動で、当年度2回以上行う、東近江市内の子どもや子育て世代が笑顔で安心して地域生活を送れるような活動。

活動例
親子で行う活動、子どもの居場所づくり、お父さん・お母さんの支援活動、学生による活動の支援、多世代交流、子どもの成長を応援する事業 など

※個人又は団体につき1事業の申請を限度とする。

(対象とならない活動)

第4条 次の各号のいずれかに該当する活動は助成の対象とはしない。

- (1) 構成員の親睦や趣味的な活動を目的とする事業
- (2) 物品の購入や施設の改修を目的とする事業
- (3) 特定の人又は特定の団体の利益を目的とする事業
- (4) 営利、宗教又は政治を目的とする事業
- (5) 調査又は研究のみを目的とする事業
- (6) 国、地方公共団体その他助成団体等から助成を受けている事業

(対象とならない団体)

第5条 次に該当するグループや団体は助成の対象とはしない。

- (1) 過去に本助成金を受けたことのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員の統制下にあるグループや団体

(助成額)

第6条 助成上限額は、個人又は団体につき100,000円とする(助成率10/10)。ただし、100円未

満は切り捨てるものとする。また、当年度の予算額の範囲内で助成するものとし、上限に満たないこともある。

(対象となる経費)

第7条 助成金交付の対象となる経費は、助成対象活動の目的を達成するために直接必要な経費とし、下表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げるものは助成対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費、団体構成員の人件費、会議の茶菓子代等
- (2) 事務機器等(パソコン、プリンター、カメラ、プロジェクター等)の備品購入経費
- (3) その他、東近江市社会福祉協議会会長が適当でないと認めた経費

対 象 経 費	内 容
諸謝金	講座、研修会等の外部講師への謝礼・交通費
交通費	公共交通機関利用料(ガソリン代除く)
消耗品費	事務用品、事業に必要な消耗品、写真代等
通信運搬費	切手、はがき等(事業に係るもののみ)
印刷製本費	コピー代、チラシ、資料等の作成経費
原材料費	調理に必要とする食材料費、創作・製作に必要とする材料費
手数料	振込手数料等
保険料	傷害保険、行事保険等 (ボランティア活動保険は除く)
使用料及び賃借料	事業開催時の会場の使用、その他借用にかかる経費(事務所等を維持するための家賃は対象外)
備品購入費	事業実施に不可欠な1万円以上の器具備品 ※ただし、器具備品費における助成金額は、3万円を上限とする。
その他	助成対象活動の目的を達成するために直接必要な経費

(申請期間と申請方法)

第8条 助成の申請期間は令和7年10月1日から11月28日とする。申請期間中に申請書に必要事項を記載し、東近江市社会福祉協議会(以下「本会」という。)へ提出するものとする。

(審査及び助成金の交付決定)

第9条 申請者は提出した申請書等に基づき、共同募金助成事業審査委員会にてプレゼンテーション等を行う(令和8年2月頃)。共同募金助成事業審査委員会において助成の可否を決定した後、申請者に通知する(令和8年3月上旬頃)。ただし、申請が多数の場合は事前に書類審査を実施する。また、内容と予算を鑑みて、助成額が減額となることがある。

(助成金の交付)

第10条 助成金の交付決定を受けた個人又は団体は、助成金交付請求書を本会に提出しなければならない。助成金の交付は請求書に基づき概算払いとし、提出のあった翌月20日までに指定口座に振り込むものとする。ただし、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日に交付する。

(実績報告)

第 11 条 助成事業の完了後、令和9年4月10日までに、報告書類(事業完了報告書、事業実施がわかる写真、笑顔の写真、ありがとうメッセージ)及び領収書やレシート(写し可)を添付し、本会に提出するものとする。

(助成金交付の返還・取消)

第 12 条 本会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全額又は一部を取り消し又は返還を求めることができる。

- (1)余剰金が生じたとき。
- (2)本要綱の目的以外に使用したとき。
- (3)虚偽の申請、その他不正な手続きにより交付を受けたとき。
- (4)助成事業を遂行する見込みがなくなつたと認めるとき。

(周知・広報)

第 13 条 助成金の交付決定を受けた個人又は団体は、助成を受けた事業を実施する際に次の各号に応じて「赤い羽根共同募金」からの助成事業であることを明示しなければならない。

- (1)啓発行事・講演会などの場合は、資料やチラシに助成を受けた旨の明示をすること。
- (2)物品などの購入の場合は、本会が配布する「受配ステッカー」を貼付すること。
- (3)助成金の交付決定を受けた個人又は団体の SNS において、事業の実施・報告の投稿を行い、助成を受けた旨の明示をすること。

附則

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。